

一般財団法人 宇治市福祉サービス公社

2019 年度
(平成 31 年度)

事業計画書



《公社のモットー》

「利用者とともに市民とともに」～利用者本位のあたたかいサービスの提供～

《今年度のキャッチフレーズ》

「対話を重視した組織づくりの推進」

I. 事業・予算編成方針

2018年度（平成30年度）から取り組んでいる財務健全化に向けた「経営改革5カ年計画」の進捗状況を踏まえて、短期的な課題については、結論・成果を明確化していくこと、中長期的な課題については、改善・解決に向けた道筋を具現化していくことが求められる年度となる。

公社の財務状況としては、年々厳しさを増す状況にあるが、直近の平成29年度決算においては、公社設立以来の大幅な赤字決算となったことから、5カ年計画の中で、抜本的な改革を早急に進めていくことで活路を見出していかなければならない状況となっている。

現在、平成30年度決算に向けて、5カ年計画の1年目に掲げた項目について鋭意取り組んでいるところであるが、ほぼ計画通りに遂行することができ、財務状況においても一定の改善は図れるものと見込んでいる。

しかしながら、慢性的な介護人材不足への効果的・具体的な対策は進んでおらず、2年目以降の改革を推進していく上で、人材の確保に向けた取り組みが喫緊の課題となっている。特に、ホームヘルパーの新規採用状況は非常に厳しく、これ以上に事業規模が縮小していくことのないよう、あらゆる角度からの対策が急務となっている。併せて、現在公社で働く職員が将来に展望が持てるような職場環境づくり、自身の成長が実感できるキャリアパス要件の整備も重要となる。

このように厳しい状況の中ではあるが、平成25年から取り組んでいる公益目的支出計画の計画完了を見据えた公益目的事業の再編、組織体制の再構築、既存事業の見直しや新規事業の検討等、昨年度に引き続き、優先順位とスケジュール管理を「経営改革5カ年計画」の中で明確にしながら円滑に遂行していかなければならない。

こうしたことから、2019年度（平成31年度）の事業計画・予算編成方針は、下記を基調として鋭意取り組むこととする。

記

(1) 経営改革5カ年計画に基づく財務健全化への取り組みを推進する。

- ① 課題の優先順位を明確にし、その改善・解決に向けた取り組み
- ② 費用対効果を明確にし、業務の軽減・効率化に向けた取り組み
- ③ 介護保険事業等の収入、コスト管理等、経営状況の適宜な分析

(2) 社会情勢の変化に適応できる、より効果的な事業運営を推進する。

- ① 第7期の介護保険事業計画等を踏まえた様々な変化に対応できる事業運営の検討
- ② 公社の設立理念に即した公益事業の見直しと新規事業の開発

(3) 公明正大な組織風土、働き甲斐・働きやすさが両立する職場環境づくりを推進する。

- ① 職場内の円滑なコミュニケーションを図るために対話重視型組織に向けた更なる取り組み
- ② 「第3期人材育成計画」に沿った人材育成への取り組み
- ③ 国の進める「働き方改革」に伴う多様な働き方に向けた業務内容の精査、見直し

II. 重点項目

(1) 経営改革 5 年計画に基づく財務健全化への取り組みを推進する。

① 課題の優先順位を明確にし、その改善・解決に向けた取り組み

経営改革 5 年計画に沿って、公社事業 4 本柱ごとに年次計画を立て、見直し・検討作業を行ってきたが、更に具現化するための取り組みを進める必要があることから、昨年度の議論で取り上げられた各々の課題に対して、経営会議、経営委員会、及び各種委員会・検討会議で役割分担を明確にし、経営改革に取り組む。

【具体的取り組み内容】

- ・経営改革 5 年計画の確実な実施とそれに伴う進行管理
- ・経営会議、経営委員会、及び各種委員会・検討会議の一体的運用

② 費用対効果を明確にし、業務の軽減・効率化に向けた取り組み

業務の軽減・効率化を図る上では、IT 等の利活用と共に、現状のマンパワーが適切且つ有効的・有機的に機能していることが重要となるため、職員各々の労務環境や労務内容、更には労務パフォーマンスを適正に評価し、その上で適正な職員配置定数を明らかにする必要がある。

そのためにはまず、職員の日々の定型業務（ルーティンワーク）における現状を把握するために、部門ごとにタイムスタディー調査等を行い、更なる業務の能率化・効率化を検証する。併せて、職員個々の労務パフォーマンス向上に必要な手立てを講じていく。

また、業務の能率化・効率化に必要なシステム（タブレットやスマートフォンの活用等）の検証について、引き続き費用対効果を第一に検討を行うとともに、日々の業務に活用できるような社内ネットワークの整備やエクセルベースの入力フォームの開発等を行っていく。

【具体的取り組み内容】

- ・部門ごとに定型業務調査の実施（ルーティンワークや会議、研修等）
- ・介護保険、人事・給与システム等の有効活用に向けた情報収集の継続実施
- ・エクセル等に精通した職員による業務効率化のための社内システムの開発とその評価

③ 介護保険事業等の収入、コスト管理等、経営状況の適宜な分析

現状の経営分析は、実績に基づいたものが大半であり、予見・予測に基づいた先の戦略が立てられていない状況にある。介護保険事業の収入予測を前倒しで行い、それに基づいて新規獲得や臨時利用対応等を常に講じていくやり方に変えていく。

そのために、総務部門と介護保険部門の各係が日々連携し、翌月の利用予定、過去の実績等を踏まえた予見・予測に基づく経営戦略を立てて事業経営にあたる。

【具体的取り組み内容】

- ・介護保険各部門にて経営状況を前倒しで確認できる入力フォームを作成し、事業所ごとにその状況を日々管理、共有化する中で、具体的な対応策を現場と管理部門が共に検討しながら、スピード感を持った対応

(2) 社会情勢の変化に適応できる、より効果的な事業運営を推進する。

① 第7期の介護保険事業計画等を踏まえた様々な変化に対応できる事業運営の検討

第7期介護保険事業計画では、2020年度に現行の6地域包括支援センター圏域の見直しが予定されている。この見直しにより、公社が指定管理を受けている3つの地域福祉センターや地域包括支援センターが日々連携を図っている地域の関係機関・団体との連携の在り方も変わることから、それを見越した地域密着型事業へとシフトチェンジさせていく必要がある。

とりわけ、国が進める地域共生型社会の実現に向けた動きに注視し、公社独自事業、委託事業（包括・生活支援体制整備等）として宇治市や宇治市社会福祉協議会と共働して進められること等を整理しながら、公社としての事業運営の在り方を検討する。

【具体的取り組み内容】

- ・宇治市社会福祉協議会との合同プロジェクトで培った連携基盤を活かした取り組みの継続実施（合同勉強会、狭間なくし隊、介護離職セミナー等）
- ・各事業所におけるそれぞれの地域実態を踏まえた地域密着型事業の実施
- ・地域共生型社会を見据えた共生型サービス等の研究（継続）
- ・地域福祉センター再整備計画に対する継続した提案

② 公社の設立理念に即した公益事業の見直しと新規事業の開発

公益目的支出計画が予定よりも早いペースで進んでおり、ここ 2、3 年で完了する見通しであることから、完了後の公益事業の在り方について検討が必要な時期を迎えている。

一方で、介護保険事業等の制度に基づく事業については、拡充・拡大が見込めない状況にあり、更なる財源確保が困難な見通しから、公社事業運営を下支えできるような公社独自の新規事業の開発が急務となる。そのために、部門ごとに収益につながる独自事業の企画・提案・開発を行う。

【具体的取り組み内容】

- ・公社独自事業の整理と見直し
- ・自主サービス部門の立ち上げ

(3) 公明正大な組織風土、働き甲斐・働きやすさが両立する職場環境づくりを推進する。

① 職場内の円滑なコミュニケーションを図るために対話重視型組織に向けた更なる取り組み

「きょうと福祉人材育成認証事業所」の認証は、既に府内の福祉職場では通常となり、それだけでは職員応募の優位性にはならない状況にある。公社としては、この間、グランドルール(3つの化)等に基づいた風通しのよい職場環境づくりに取り組んできたが、事業所、係ごとにその取り扱いに差異が生じ、業務の性質上の差もあって一律に取り扱うことが困難な状況にある。

これらを改善するには、各々の仕事に対する理解と進め方についての公社としての統一見解(ガイドライン)を示す必要がある。事業所間や係単位において、その取り扱いに差異が生じない公平さが求められる。

こうした課題を踏まえて、日々の仕事を通して職員がやり甲斐を感じ、互いが尊重される働きやすい職場の更なる推進に努める。

【具体的取り組み内容】

- ・働きやすい職場環境づくりをテーマにした社内研究発表会の成果を反映した具体的な取り組みの実施
- ・事業所対話ミーティングの継続開催

② 「第3期人材育成計画」に沿った人材育成への取り組み

平成30年度より人材育成ヒアリングを、目標管理シートに基づく四半期ごとの職員ヒアリングに変更し、所属係員と上司とのコミュニケーションの機会を頻回に設けることで、職員個々の強みを強化する人材育成を目指した。併せて、職員自身が計画的に業務遂行することを通じて業務成果の向上を意識できるように取り組んだが、今後その検証を進めていく必要がある。

第3期人材育成計画（2019年度～2021年度）では、現状の介護人材不足等の環境変化も見据えながら、公社内の研修体系の在り方の検討や社内教育・研修担当者の位置付け、それに必要なスキルの明確化を謳い、公社が求める人材イメージ、それに必要な採用基準、採用後の研修体系等の構築を柱に据えて、それに沿った取り組みを行う。

【具体的取り組み内容】

- ・目標管理シートによる四半期ごとのヒアリングの継続実施
- ・委員会において研修等の企画検討の継続実施

③ 国の進める「働き方改革」に伴う多様な働き方に向けた業務内容の精査、見直し

益々困難になる人材確保の現状を見据えて、公社で働く全ての職員にとって働きやすい職場環境（労働内容や就業時間に伴う雇用形態、給与体系、定年年齢の見直しや再雇用制度の在り方等）を再構築することが重要になっている。

更には、限られた人材を効果的に配置するためには、短時間勤務やダブルワークへの対応、兼務体制の在り方等についての検証も行っていく必要がある。

そのために、総務課や各種委員会連携のもとで、公社における「働き方改革」の方向性を検討していく。

【具体的取り組み内容】

- ・総務課、衛生委員会、各種委員会による横断的な検討の場の創設

Ⅲ. 2019年度（平成31年度）新規事業について

【宇治市委託事業】

① 地域リハビリテーション活動支援事業

地域の介護予防の場に専門職を派遣し、助言指導等を行う事業を受託する。

② 産後ケア事業（訪問型）

宇治市福祉こども部保健推進課の新規事業である産後ケア事業のうち、訪問による事業の一部を受託する。

【公社独自事業】

① 介護保険外訪問介護サービス（自主サービス）部門の創設

これまでヘルプサービス係で実施してきた自主サービス（介護保険外家事援助サービス）については、通院時の院内介助業務のみとし、それ以外の介護保険対象外サービスについては、福祉情報センター内に新たにサービス部門を創設する。

IV. 理事会・評議員会の開催

理事会は公社の業務執行決定機関として、必要な都度で開催されるものであるが、理事長、副理事長、専務理事は3カ月に1回以上、職務の執行の状況を理事会に報告することとする。

また、定時評議員会は、毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催することとする。

理事会

開催月	主 な 件 名
5月	平成30年度事業報告について 平成30年度決算報告について
8月	2019年度（平成31年度）第1四半期までの事業進捗状況について 2019年度（平成31年度）第1四半期までの事業収支実績について
11月	2019年度（平成31年度）第2四半期までの事業進捗状況について 2019年度（平成31年度）第2四半期までの事業収支実績について
1月	2019年度（平成31年度）第3四半期までの事業進捗状況について 2019年度（平成31年度）第3四半期までの事業収支実績について
3月	2020年度事業計画について 2020年度収支予算について

*開催ごとに事前に三役会を開催する。

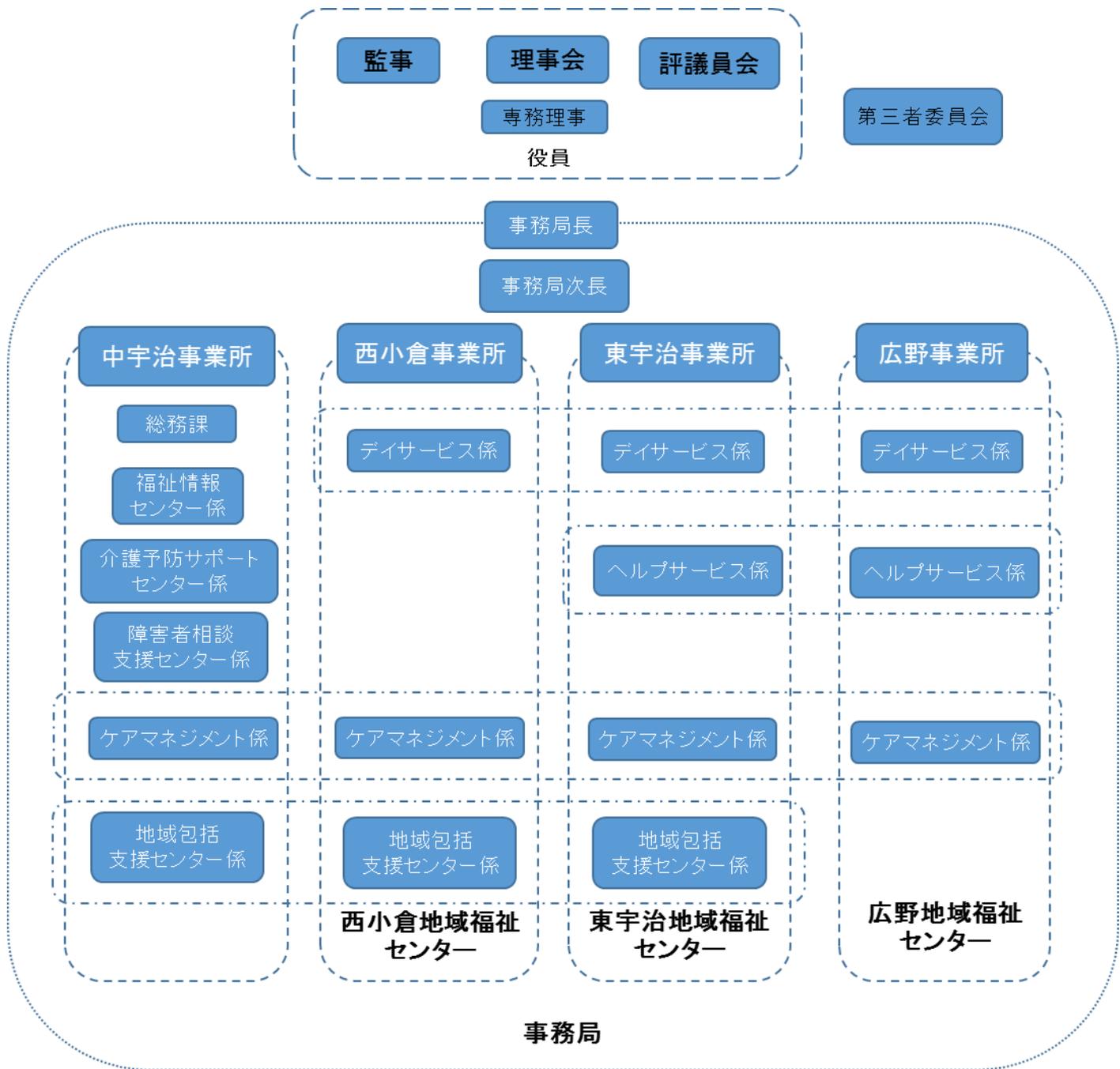
*上記開催月以外に必要なに応じて臨時開催する場合がある。

評議員会

開催月	主 な 件 名
6月	平成30年度事業報告について 平成30年度決算報告について 役員改選について

*上記開催月以外に必要なに応じて臨時開催する場合がある。

V. 2019年度（平成31年度）組織機構



VI. 各種委員会・検討会議の設置

職員自らが公社の運営に参画し、達成感を実感できる魅力的な活動を目指した各種委員会とともに、当面の企画や課題を推進するための検討会議を下記のとおり設置する。

【委員会の名称と主な役割】

◆地域密着型事業推進委員会

- ・地域密着型事業の企画、提案、実施に関すること。

◆CS向上委員会

- ・公社サービス利用者（顧客）の満足度を高めるための各種提案、見直しに関すること。
- ・サービス提供に関するマニュアルの見直し、再整備やサービス満足度調査等の実施をはじめ、第三者評価受診も含めたサービス向上の様々な提案、企画に関すること。
- ・事故・苦情・サンクスレポート及びヒヤリハット報告のとりまとめ、分析、周知に関すること。

◆広報委員会

- ・情報誌「ぽっぽ」の編集発行をはじめ、ホームページ、ブログ等の広報媒体を活用した公社及び各事業所の対外的な広報活動に関すること。
- ・ホームページのリニューアルに関すること。

◆ES向上委員会

- ・職員の満足度を高めるための働きやすい職場環境づくりと、そのために必要な職員相互理解、社内親睦企画、社内報の作成等に関すること。
- ・各種ハラスメントの防止等、職員間の人権意識向上に関すること。
- ・各事業所、各係の課題を横断的に取り上げ、議論、共有、提案を行う社内ネットワーク会議の企画・実施に関すること。

◆公社経営改革検討会議 ※再編

- ・安定的な経営、運営にあたって必要な事項について、以下の検討部会により事業の分析・検証・対策等の協議、企画、立案に関すること。

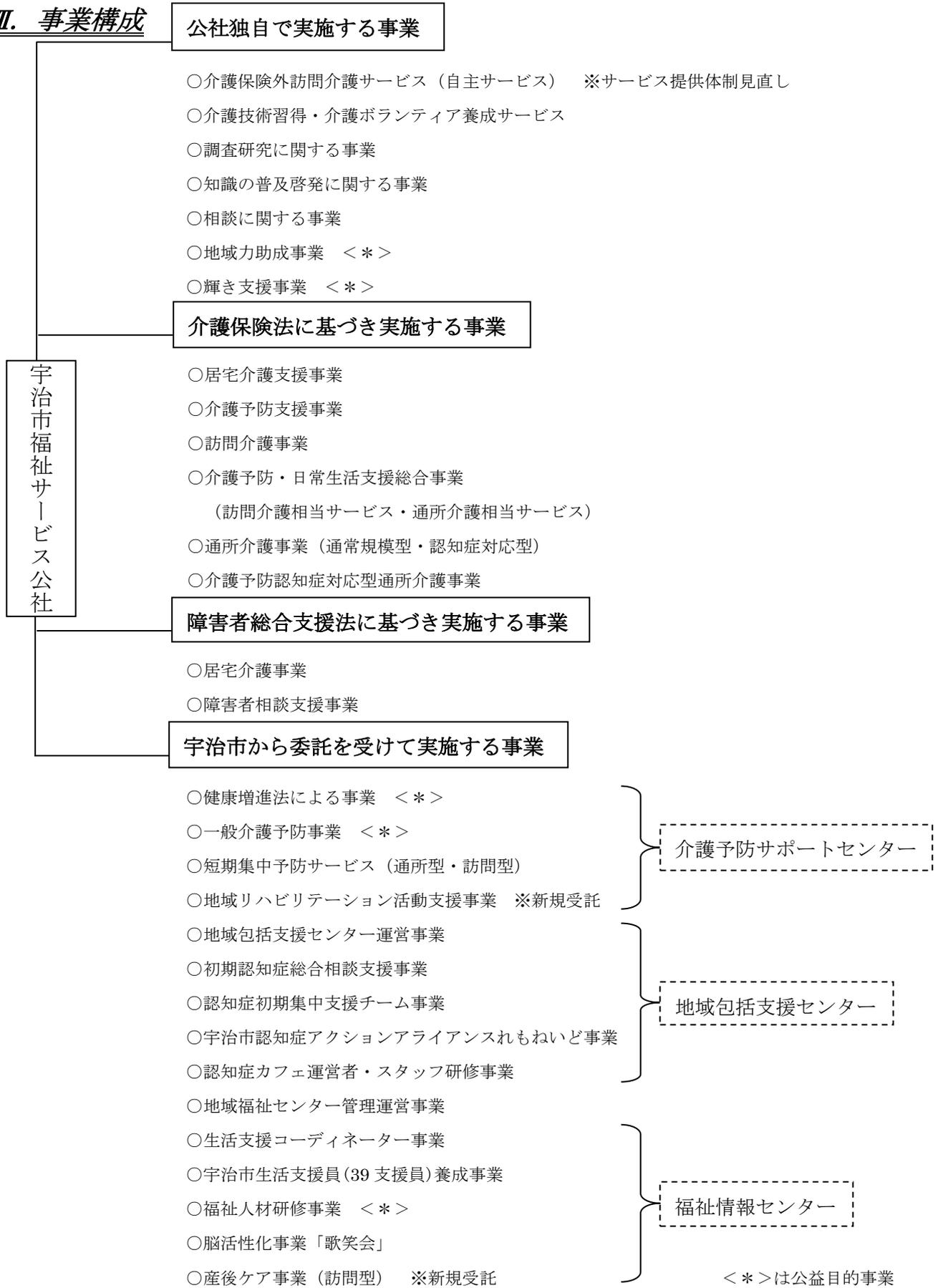
（新規事業等検討部会）

- ・公益目的支出計画の完了を見据えて、公社独自事業の見直しを中心に新たに求められる公社事業についての在り方に向けた検討に関すること。

（人材確保・育成等検討部会）

- ・人材確保に関すること。
- ・公社職員の資質や技術向上に資する研修についての内容、方法等の検討と企画実施に関すること。

VII. 事業構成



Ⅷ. 定款第4条に基づく事業概要

公社独自で実施する事業

(1) 自主的な在宅保健福祉サービスの提供に関する事業

① 介護保険外訪問介護サービス（自主サービス） ※サービス提供体制見直し

この間、家事援助サービスの名称で介護保険制度では対応できないサービス（介護保険対象外の家事支援、病院内での見守り、介助等）を、公社の独自サービスとしてヘルプサービス係で実施してきたが、介護保険対象外の中でも特にニーズが高い病院内での見守り、介助支援を中心としたサービス内容のみとし、その他の介護保険対象外サービスについては、中宇治事業所内に新たにサービス部門を創設してこれにあたる。

② 介護技術習得・介護ボランティア養成サービス ※一部新規メニュー

介護職員初任者研修課程「ほほえみ介護塾」を開催し、修了者を対象に就労支援研修費制度を設けて、公社への就労についても積極的に働きかける。

併せて、昨年度は国が進める生活支援サービスに特化した新たな介護員研修のカリキュラムが明示されず実施できなかった「生活援助従事者研修課程コース」を開催する。

また、中宇治事業所の介護実習室を活用し、宇治市内の介護保険事業所等で働く専門職の資質向上に向けた研修事業のほか、介護者家族、福祉活動に関心のある市民に対して、各種講座を企画・開催する。

③ 輝き支援事業

団塊世代をはじめとするシニア層に対して、自身の高齢期を生き生きと過ごせるよう、健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりの機会を提供し、広義の介護予防に資するとともに、地域活動の担い手としても活躍してもらうことを目的に、平成17年度から平成26年度までの10年間、宇治市委託事業として実施してきた「宇治市輝き支援 2015 - 高齢期支援システム創造事業 -」の成果とノウハウを踏まえ、公社独自事業として開催する。（昨年度開催例：料理教室、歌声広場、輝き支援事業派生サークル・団体の活動支援等）

※ 財産管理サービス

財産管理サービスについては、自主的な在宅保健福祉の提供に関する事業の中で、宇治市社会福祉協議会において実施されている地域福祉権利擁護事業と整合性を図りながら、金融機関に貸金庫を確保して財産預かり事業として実施してきた。しかしながら、数年にわたり利用実績がないことから、検討を重ねた結果、平成30年度末をもって事業を廃止とする。

(2) 在宅保健福祉サービスの調査研究に関する事業

在宅保健福祉サービス全般について、宇治市並びに宇治市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、ニーズの調査に取り組むとともに、新たなサービスの開発等に向けて研究する。

(3) 在宅保健福祉サービスについての知識の普及啓発に関する事業

公社の事業紹介や介護保険・福祉情報を掲載した情報誌「ぽっぽ」を年 2 回発行するとともに、ホームページや外部 SNS を利活用したリアルタイムの広報、情報発信に努める。併せて、閲覧数を増やすためにホームページのリニューアルに向けて引き続き取り組む。

また、要請に基づき、各種講習会や研修講座等へ職員を派遣し、在宅保健福祉サービスについての知識の普及・啓発を行う。

そして、この間実施してきた、「地域福祉のつどい」や「コミュニティカフェ」を更に地域に定着させる。

(4) 在宅保健福祉サービスについての相談に関する事業

宇治市並びに宇治市社会福祉協議会等と密接な連携を図り、市民からの在宅保健福祉サービスの利用に関する相談等に応じる。

また、弁護士による高齢者、障害者等を対象とした法律相談を無料で毎月 1 回開催してきたが、インターネット検索環境の充実や同様の事業の普及により、年々予約相談件数が減少傾向にあったため、一定の目的は達したと判断し、平成 30 年度末をもって事業を廃止とする。

(5) 地域保健福祉に寄与する関係団体等に関する支援、助成事業

① 地域力助成事業

地域住民が主体となって取り組む地域福祉活動を支援し、福祉のまちづくりの原動力となる地域力の育成と社会関係資本の形成に寄与・貢献することを目的として実施する。

(助成対象例)

- ・ 高齢者の買い物、見学・鑑賞等のサポート事業
- ・ 高齢者、児童、障害者・児、引きこもり者・児等の居場所づくりや交流支援事業
- ・ 母・子、コミュニティビジネス等働き場所の創造や子育て支援事業
- ・ 地域活動を担う人材育成や地域活動を推進する事業等、地域活動を育成支援する目的であって、
 - (1)新規に地域福祉活動事業を立ち上げ(る)た団体
 - (2)既に事業を実施しているが、その定着・継続に難しさを来している団体に対して、各号1件100万円以内、計上限200万円以内で助成を行う。

また、公益目的支出計画の完了時期が近づいているため、この間の事業評価と今後のあり方について検討する。

介護保険法に基づき実施する事業

(6) 居宅介護支援、介護予防支援に関する事業

要支援・要介護認定を受けた方からの相談に応じ、本人の意向や心身の状態等を十分に考慮した居宅サービス計画（ケアプラン）の作成にあたる。

また、一人当たりの1ヶ月の目標給付管理件数を39件と設定し、新規ケースの開拓等で安定した給付管理件数を確保する。

(7) 訪問介護、訪問介護相当サービス、生活支援型訪問サービスに関する事業

要支援・要介護の利用者に対して、ホームヘルパーを派遣し、利用者が住み慣れた居宅において、可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、身体介護や生活援助等の生活全般のサポートをする。そのために事業の要であるホームヘルパーの安定的な確保に努める。

また、いわゆる基準緩和型訪問介護（家事支援）についても、宇治市が養成する生活支援員（通称39支援員）によるサービス提供に取り組む。

(8) 通所介護（通常規模型・認知症対応型）、通所介護相当サービスに関する事業

要支援・要介護の利用者に対して、通所による入浴、食事、機能訓練等の各種サービスを提供し、心身のリフレッシュを図る。

また、利用者のサービス満足度を高めるための工夫や、業務の見直しを図りながら、定員枠の充足率アップに向けての営業活動等にも積極的に取り組む。とりわけ認知症対応型通所介護事業については、宇治市の統一愛称「れもんデイ」として、利用者の能力に応じた役割が発揮できる場を設ける等、個別性の高いケアを提供し、利用登録者数の拡充を図る。

障害者総合支援法に基づき実施する事業

(9) 障害福祉サービスに関する事業

① 居宅介護事業

障害者総合支援法に基づき、利用者に対して、ホームヘルパーを派遣し、利用者が住み慣れた居宅において、可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことができるようサポートをする。

② 障害者相談支援事業

障害者総合支援法に基づき、相談支援専門員が利用者に対して、住み慣れた居宅において可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう必要な支援を行う。

宇治市から委託を受けて実施する事業

(10) 宇治市からの在宅保健福祉サービスに関する受託事業

① 健康増進法による事業

40 歳以上の心身機能が低下している方を対象に、機能の維持改善のための運動指導や日常生活動作指導等、介護予防の普及・啓発を行う。

- 1) 訪問指導事業

② 一般介護予防事業

65 歳以上の高齢者を対象に、主に運動器の機能向上に関する指導、認知症予防活動の積極的なサポートを行う。

- 1) セルフパワリハ <広野地域福祉センター>
- 2) パワリハトレーニング教室 <広野地域福祉センター・黄檗体育館>
- 3) スロートレーニング <西小倉・東宇治・広野各地域福祉センター>
- 4) スロートレーニングミックス <広野地域福祉センター・あいらの杜>
- 5) 脳活性化事業「頭すこやか講座」 <うじ安心館・東宇治・西小倉地域福祉センター>
- 6) あたまイキイキ教室 <うじ安心館・市内介護予防拠点>
- 7) 脳活性化事業「歌笑会」 <ヴィラ鳳凰、伊勢田明星園、まごころ園> *情報センター事業

③ 短期集中予防サービス

(通所型)

総合事業として、体力の改善に向けた支援や ADL・IADL の改善に向けた支援等が必要な方に対し、状態改善の達成を目指す期限（原則 3 カ月程度）を明確に設定して、保健・医療の専門職が、要支援者・事業対象者の機能低下（運動機能・栄養状態・口腔機能・認知機能の低下）の状況に応じて、集中的に通所型予防サービスを提供する教室を開催する。

- 1) トータルぷらす <広野地域福祉センター・黄檗体育館>

(訪問型)

総合事業として、体力の改善に向けた支援や ADL・IADL の改善に向けた支援等が必要な方に対し、状態改善の達成を目指す期限（原則 6 カ月程度）を明確に設定して、保健・医療の専門職が、要支援者・事業対象者の運動機能低下の状況に応じて、集中的に訪問による予防サービスを提供する。

④ 地域リハビリテーション活動支援事業 ※新規受託

地域の介護予防の場に専門職を派遣し、助言指導等を行う。

⑤ 地域包括支援センター運営事業

地域の総合相談窓口として、地域のネットワークづくりを目指すとともに、介護支援専門員への助言や指導、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等に取り組む。

また、担当する生活圏域へ積極的に出向き、地域福祉の課題を把握して、住民や各種関係機関との共有を図るための小地域包括ケア会議の開催に向けて取り組む。

⑥ 初期認知症総合相談支援事業

初期認知症の人や家族に対し、状況に応じた適切な医療、介護等との連携を図るとともに、必要となる社会資源等を構築することを目的に実施する。

①認知症コーディネーターの設置（「お元気チェックリスト」において初期認知症が疑われる方を主として、本人と家族に対し、医療、介護及び生活支援を行うサービス事業者等と連携を図るトータルコーディネートを実施）②認知症対応型カフェの企画・運営（初期認知症、認知症の不安のある人を支援するため、福祉施設のサロン等、気軽に集まれる場所で予防プログラムを実施し、認知症の発症や重症化を防ぐことを目的に実施）③認知症サポーター養成、キャラバンメイトフォローアップに関すること ④家族支援プログラムのフォローに関すること を主な事業内容とする。

⑦ 認知症初期集中支援チーム事業

初期の認知症の疑いのある方や、認知症の診断を受けたが適切な医療、介護サービスに結び付いていない方を対象に、福祉、医療の専門職がペアで訪問し、所定のアセスメントツールに基づく調査にて、専門医、複数の医療、福祉専門職によるチームで検討を行い、関連する専門機関等と連携し、一人ひとりに応じた支援を短期的、集中的に行うことで、認知症の方とその家族が住み慣れた地域で生活を維持できるように支援を行う事業として、中宇治地域包括支援センターの所管にて実施する。

⑧ 宇治市認知症アクションアライアンスれもねいど事業

「認知症の人にやさしいまち・うじ」の市長宣言の実現を目指し、認知症を「自分のこと」として捉え、市民一人ひとりが認知症を正しく理解し、相手を思いやるやさしさをもって、自分のできるアクションを起こしていく『宇治市認知症アクションアライアンス“れもねいど(Lemon - Aid)”』の事務局を担う。

⑨ 認知症カフェ運営者・スタッフ研修事業

京都府内で認知症カフェを運営する団体やスタッフ向けの研修会を開催する。

⑩ 地域福祉センター管理運営事業

指定管理者として、西小倉地域福祉センター、東宇治地域福祉センター、広野地域福祉センターにかかる管理運営を受託する。

今後も公社が指定管理者としての評価を受け、継続した管理運営を受託できるよう、より地域密着型の利用し易い地域の活動・交流の拠点を目指していく。

具体的には、公社地域密着型事業推進委員会の統轄のもと、地域の各種福祉団体や地域住民と協働で取り組んできた「地域福祉のつどい」の継続開催や、情報の発信や交流を恒常的に図る「コミュニティカフェ」の定着化等、地域住民を地域福祉センターに呼び込み、繋がりをつくっていきけるような企画、事業を実施する。

⑪ 生活支援コーディネーター事業

総合事業で、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすことを役割として新たに配置される「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の業務を行う。

⑫ 宇治市生活支援員（39 支援員）養成事業

基準緩和型訪問介護に従事するマンパワーとして、宇治市が独自のカリキュラムにより認定する宇治市生活支援員（通称 39 支援員）の養成事業を行う。

⑬ 福祉人材研修事業

宇治市内の介護支援専門員や介護保険事業者従事者等を対象に、その資質の向上を図るため、各種の研修を企画・実施する。

⑭ 脳活性化事業「歌笑会」 ※【②-7）再掲】

認知症予防事業として、音楽を用いて身体を動かし、懐かしい歌を歌いながら、認知症を正しく理解（ミニ講座）し、楽しく予防する教室を企画・開催する。（市内 3 会場にて月 1 回開催）

⑮ 産後ケア事業（訪問型） *新規受託

宇治市福祉こども部保健推進課の新規事業である産後ケア事業のうち、訪問による事業の一部を受託し、介護福祉士等のホームヘルパーを派遣する。